

1. 監理技術者制度の適正な運用について

標記については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）」において、かねてよりその適正な運用をお願いしているところである。

今般、「監理技術者制度運用マニュアル」（以下、マニュアルという。）に基づく運用に関し、一部硬直的な運用がなされているとの指摘があることから、下記の例を参考とするなど、あらためてその適正な運用をお願いするものである。

<例>

- ・ マニュアル「二、二二、（４）監理技術者等の途中交代」における「②橋梁、ポンプ、ゲート等」には、発電機・配電盤等の電機品も含まれること。
- ・ マニュアル「三、（２）監理技術者等の専任期間」における「③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等」には、発電機・配電盤等の電機品も含まれること。

2. 公共工事標準請負契約約款の運用について

公共工事標準請負契約約款は、請負契約の片務性を排し、建設業法の諸規定の実効性を期するため、建設業法第 34 条第 2 項において「中央建設業審議会において建設工事の標準請負契約約款を作成し、その実施を勧告できる」と規定されていることに基づき、中央建設業審議会が作成して、その実施を勧告しているものである。

この約款は、公共工事における工事請負契約の標準であり、公共工事の各発注者には、これに基づく請負契約を締結していただくことが基本であることは言うまでもないが、工事の種類や実態に合わせて、約款とは異なる内容で請負契約を結ぶことを妨げるものではない。

このため、冒頭に述べた約款の趣旨に留意しつつ、約款の規定をそのまま適用すると、かえって不合理な事態を招きかねない場合等においては、工事の実態に即した契約内容又は運用とするなど、適切な対応をされたい。

<例>

- ・ エレベーター設置工事において、エレベーターの工場製作中であるにもかかわらず、約款第 10 条第 2 項をそのまま適用して、現場代理人に工事現場への常駐を求めることは、合理性を欠き、工事を請け負う建設業者に過大な負担を負わせることとなるので、工場製作期間中は工事現場への常駐を求めない契約内容又は運用とすることが適当である。

なお、エレベーター設置工事に限らず、発電機・配電盤等の電機品の設置工事についても同様の運用とすることが適当であり、その他の同様のものについても工事の実態に即して工場製作期間中は工事現場への常駐を求めない契約内容又は運用とすることが適当である。

- ・ 上述の工場製作期間中において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することを認める契約内容又は運用とすることを妨げない。また、工場から現地へ工事の現場が移行する時点において、現場代理人を工期途中で交代することを認める契約内容又は運用とすることを妨げない。工事の実態に即した対応とすることが適当である。